

温泉法（昭和二十三年七月十日法律第百二十五号）

第 1 条～第 17 条（略）

第 18 条（温泉の成分等の掲示）

温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、施設内の見やすい場所に、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を掲示しなければならない。

- 一 温泉の成分
- 二 禁忌症
- 三 入浴又は飲用上の注意
- 四 前三号に掲げるもののほか、入浴又は飲用上必要な情報として環境省令で定めるもの

2～5（略）

第 19 条～第 43 条（略）